

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月23日

【会社名】 関西ペイント株式会社

【英訳名】 KANSAI PAINT CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 毛利 訓士

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役常務執行役員 最高財務責任者 富岡 崇

【本店の所在の場所】 兵庫県尼崎市神崎町33番1号
(本店は上記の場所に登記しておりますが、実際の本社業務は下記において行っております。)
大阪市北区梅田1丁目13番1号

【縦覧に供する場所】 関西ペイント株式会社 本社事務所
(大阪市北区梅田1丁目13番1号)
関西ペイント株式会社 横浜みなとみらいオフィス
(神奈川県横浜市西区みなとみらい5丁目1番2号)
(注)2025年10月6日より東京事業所が横浜みなとみらいオフィスに名称変更し、
東京都大田区南六郷3丁目12番1号より上記のように移転しております。
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 毛利訓士及び最高財務責任者 富岡崇は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。

このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果をふまえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。

また、当社並びに連結子会社24社及び持分法適用会社3社を対象として行った全社的な内部統制評価の結果をふまえ、業務プロセスに係る内部統制の評価を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的重要性、発生可能性の観点から、僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲は、当社グループの主な事業が塗料の製造販売及び関連する諸サービス等であることから、当連結会計年度の業績予想も考慮した上で、各事業拠点の前連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高（連結消去前）のおおむね2/3に達している事業拠点（国内3事業拠点、海外4事業拠点）を評価の対象とし、「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス(引当金、税金・税効果会計、資産評価・減損会計)を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2026年3月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。